

レーク・ホロニー居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人華頂会介護老人保健施設レーク・ホロニー（以下、「本会」という）が実施する指定居宅介護支援の事業（以下、「本事業」という）は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の居宅サービス計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 本事業は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 4. 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
 5. 上記の他「天津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成27年天津市条例第53号）」を遵守する。

(事業所の名称)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 レーク・ホロニー居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 滋賀県大津市大萱七丁目22-5
レインボーハイツ 202号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 医療法人華頂会レーク・ホロニー居宅介護支援事業所（以下、「本所」という）に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名：本会のレーク・ホロニーに従事する常勤職員（兼務有り）
(管理者の職務)

管理者は、本所の介護支援専門員その他の従業員の管理、本事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業員にこの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員1名以上（兼務有り）
(介護支援専門員の職務)

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、居宅サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の居宅サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。

(3) その他補助職員：利用者の状況に応じて配置する。

(補助職員の業務) 管理者及び介護支援専門員の業務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第5条 本所の営業日及び営業時間は、本会の就業規則に準じたものとする。

(1) 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は、午前9時00分から午後6時00分までとする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所：本所の相談室

(2) 使用する課題分析表の種類：MDS方式又は居宅サービス計画ガイドライン

(3) サービス担当者会議の開催場所：適宜

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：最低1ヶ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ訪問する。

(利用料)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、介護報酬の告示上の額によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスの場合、利用者負担はない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大津市のうち瀬田4学区、石山、南郷、田上、平野、膳所、富士見、晴嵐、長等、逢坂、中央学区及び草津市老上中学校区、玉川中学校区とする。

(人権擁護・虐待防止)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を配置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害発生時の対応)

第10条 事業者は、非常災害発生の際にその事業が継続する事ができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

(暴力団排除)

第11条 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第12条

1. 本事業の社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研修の機会を

- 設けるとともに業務体制を整備する。
2. 職員は、業務上知り得た秘密を保持する。
 3. 事故発生時には、状況を確認のうえ、利用者、家族、サービス事業所、保険者、国民健康保険団体連合会等必要な連携を図り適切な対応を行う。
 4. 苦情について、苦情相談窓口を設置し速やかに関係機関と連絡を行い問題解決に向けて迅速な対応を行う。また、再発防止に向け記録として保管する。
 5. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は本会が別に定める。

(附則)

この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 10 月 1 日 改正する。

平成 25 年 6 月 14 日 改定する。

平成 26 年 3 月 13 日 改定する。

平成 27 年 4 月 14 日 改定する。

平成 30 年 1 月 26 日 改定する。

令和 4 年 4 月 1 日 改定する。

令和 5 年 4 月 1 日 改定する。

令和 7 年 4 月 1 日 改定する。